

介護職員等処遇改善加算相当費の扱いについて

令和8年6月の介護報酬改定に伴い、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託費として、新たに介護職員等処遇改善加算相当費として加算率 2.1%分を上乗せされます。所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組合せとして4つの単位（9単位 15単位 16単位 22単位）が相当費として設定されます。

【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託料一覧】

区 分	委託料 (税抜)	消費税 の額	委託料 (税込)
①+⑥イ	4,100円	410円	4,510円
①+②+⑥ハ、①+③+⑥ハ	6,891円	689円	7,580円
①+②+③+⑥ニ	9,673円	967円	10,640円
①+④+⑥イ、①+⑤+⑥イ	4,064円	406円	4,470円
①+④+⑤+⑥イ	4,027円	403円	4,430円
①+②+④+⑥ロ、①+③+④+⑥ロ	6,845円	685円	7,530円
①+②+④+⑤+⑥ロ、①+③+④+⑤+⑥ロ	6,809円	681円	7,490円
①+②+③+④+⑤+⑥ニ	9,600円	960円	10,560円

- ①介護予防支援費（442単位）・介護予防ケアマネジメント費（442単位）
- ②初回加算（300単位） ③委託連携加算（300単位）
- ④高齢者虐待防止措置未実施減算（4単位減算）
- ⑤業務継続計画未策定減算（4単位減算）
- ⑥介護職員等処遇改善加算相当費（イ：9単位、ロ：15単位、ハ：16単位、ニ：22単位）

※介護職員等処遇改善加算相当費は、居宅介護支援事業所等としての介護職員等処遇改善加算算定の有無は問いません。

【問合せ先】

川場村地域包括支援センター
指定介護予防支援事業所
TEL0278-50-1425